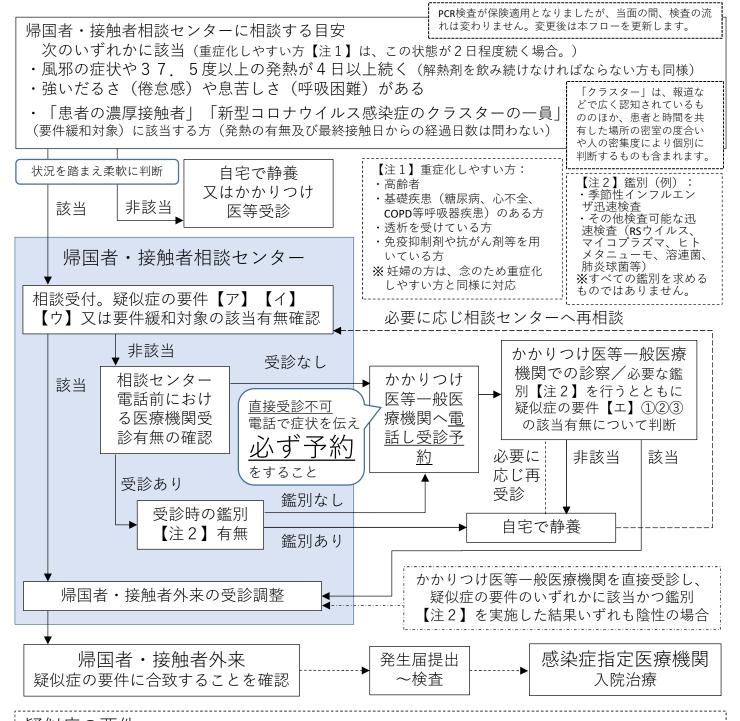
新型コロナウイルス感染症対応フロー(4月17日版)



疑似症の要件

- 【ア】発熱又は呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが 確定したものと濃厚接触歴があるもの
- 【イ】37.5度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前の14日以内に流行地域(※)に渡航又は居住していたもの
- 【ウ】37.5度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前の14日以内に流行地域(※)に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの
- 【エ】発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの
 - ※ 流行地域:「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」です。熊本県ホームページ等でご確認をお願いします。
- <令和2年2月27日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡による追加要件>
- ①37.5度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる(特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する)
- ②新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への 反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
- ③医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う